

消費生活相談の状況 <令和7年度上半期（4月～9月）>

相談件数は増加、「定期購入」「不審な電話」「儲け話」に要注意。

○ 令和7年4月から9月（上半期）までに、県消費生活センター・県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）に寄せられた消費生活相談の件数は2,549件で、昨年度同期の2,513件に比べ、36件（1.4%）増加しました。【P2、P10表1】

○ 「相談内容別」では、「通常価格より安い価格で、『お試し』のつもりで購入したところ、実際は2回目、3回目と商品が送付され、2回目以降は通常価格での請求がなされる定期購入だった」といった「定期購入」に関する相談は288件と、昨年度同期の309件とほぼ同水準で、引き続き、多くの相談を受けています。【P3】

実在する会社や公的機関名を騙り、身に覚えのない未納料金を請求するほか、氏名や生年月日等の個人情報を聞き出そうとする等の「不審な電話」に関する相談については、昨年度急増しましたが、本年度も139件で、昨年度同期の142件とほぼ同水準となっています。【P4】

また、エステティックサービスの相談は46件で、昨年度同期の21件と比較すると、25件（119%）増加しています。これは、脱毛エステ事業者の破産に伴う相談がこの上半期に集中して寄せられたものであり、20歳代からの相談が多くを占めています。【P5】

このほか、「副業で簡単に儲かる」などの相談が38件寄せられましたが、昨年度同期の64件と比較すると、26件（40.6%）減少しています。【P6】

○ 「年代別」では、70歳以上の方からの相談が706件（27.7%）と最も多くなっています。

また、増加率では20歳代の方が最も高く、昨年度同期の140件と比較すると、177件と37件（26.4%）増加しています。【P10表2】

○ 「販売購入形態別」では、「通信販売」に関する相談が956件（37.5%）と最も多く、昨年同期の908件と比較すると、48件（5.3%）増加しています。

次いで「店舗購入」394件（15.5%）、「電話勧誘販売」169件（6.6%）の順となっています。【P11表6】

困った時は一人で悩まず、消費生活センターなどの相談窓口に相談しましょう！

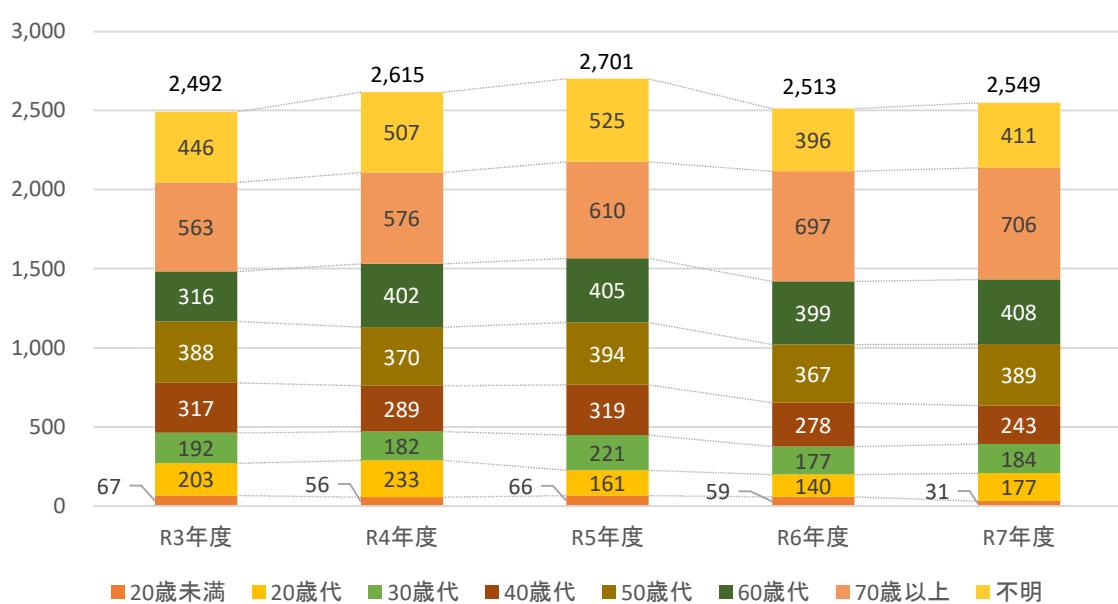
1. 相談件数

(相談件数)

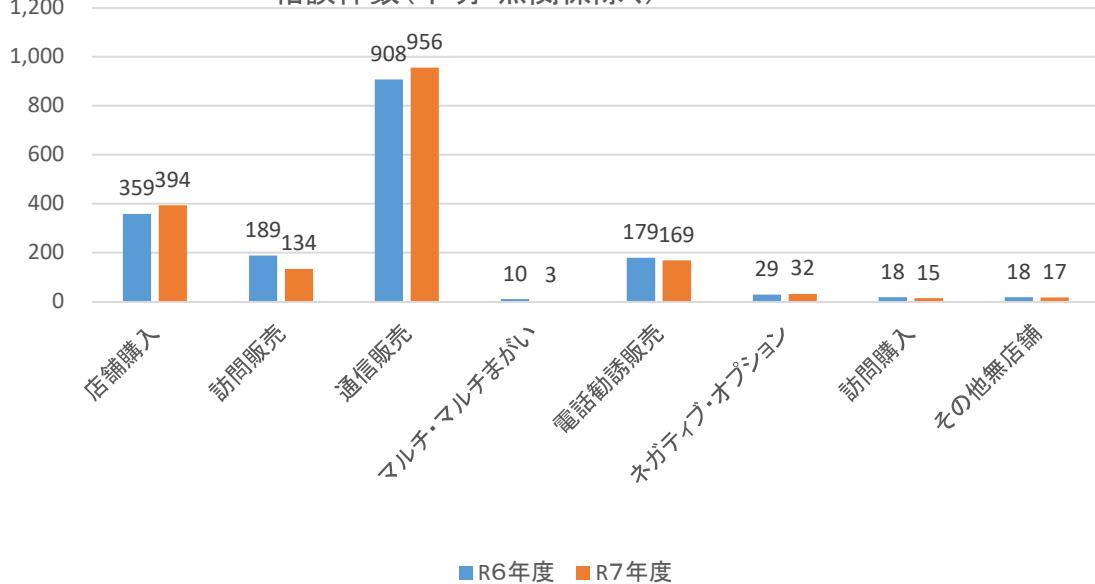
年 度	R3	R4	R5	R6	R7
年間件数	5,064	5,482	5,109	4,953	—
上半期件数	2,492	2,615	2,701	2,513	2,549

→相談件数は2,549件で、昨年度同期の2,513件に比べ36件(1.4%)増加しました。

消費生活相談件数(各年度上半期・年代別)



(件) R6・R7年度比較 販売購入形態別
相談件数(不明・無関係除く)



■ R6年度 ■ R7年度

2. 主な相談内容にかかる件数の推移及び相談事例等

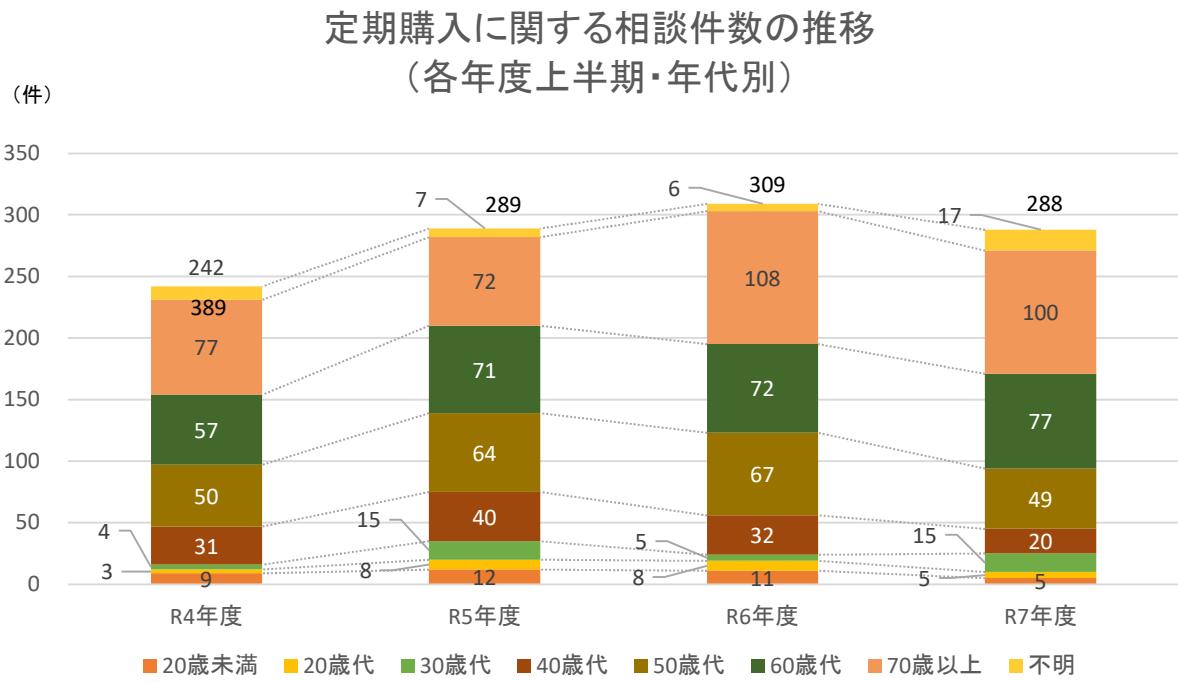
(1) 定期購入に関する相談

(相談件数)

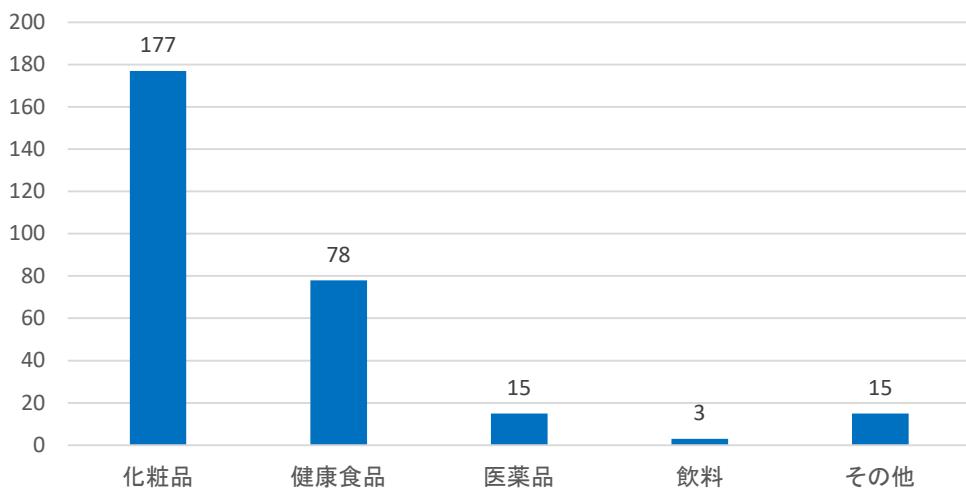
年度別

年 度	R4	R5	R6	R7
年間件数	622	568	605	—
上半期件数	242	289	309	288

→相談件数は288件で、昨年度同期の309件に比べ21件(6.8%減少)しました。



(件) 定期購入における商品・役務別相談件数(R7上半期)



(相談事例)

- ① お試しのつもりで注文したファンデーションの2回目の商品が届いた。事業所に電話をして「勝手に定期購入になっている」と伝えたところ、「今回の2回目の商品の返品はできないが、3回目以降は解約にする」と言われたので手続きをしてもらい電話を切った。しかしながら、腑に落ちない。できれば2回目の商品も返品解約してほしい。
- ② メッセージアプリの広告を見てお試し価格 1,980 円の活力サプリをクレジットカード決済で注文した。試しに1回だけ購入しようと思い注文したもので、定期購入であるとの認識がなかったため、当該事業者へ注文をキャンセルしたいと伝えたところ、「2回目を受け取らずに解約するなら、初回代金に加え、定価との差額 8,500 円を支払って欲しい。2回目(10,480 円)に届くものを受け取ってくれるなら、差額は請求しない」と言われた。キャンセルに応じてもらえないのは納得がいかない。初回の商品代金は支払うが、差額や2回目の商品代を支払いたくない。最終確認画面の有無は覚えていない。

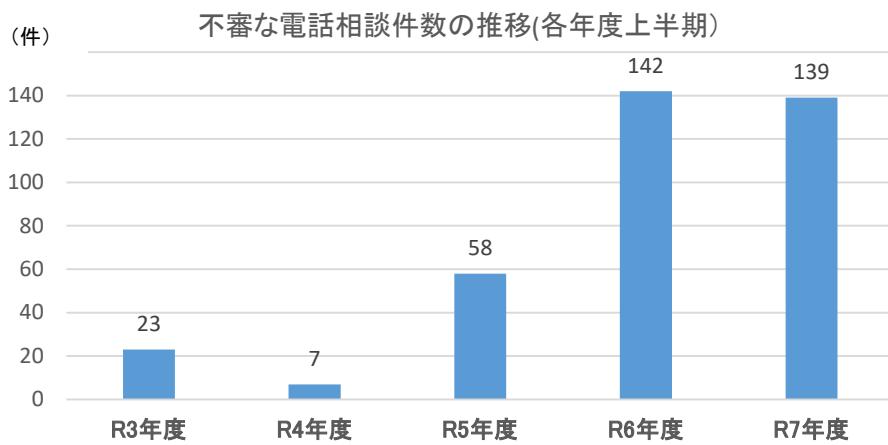
(消費者へのアドバイス)

- 商品を注文する前に、「定期購入が条件となっていないか」「支払うことになる総額はいくらか」など、契約条件をしっかりと確認しましょう。
- インターネット通販等の通信販売には、クーリング・オフ制度はなく、返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。そのため、「解約・返品できるかどうか」など解約条件や解約の際の連絡手段についても確認しておくことが大切です。
そこで、申込み前に「最終確認画面」をよく確認し、販売サイトや申込みの最終確認画面を印刷する、スクリーンショットを撮るなど、契約内容を記録しておくようにしましょう。
- 「極端に安価」、「支払方法が限定されている」といった場合も注意しましょう。

(2) 不審な電話に関する相談

年 度	R 3	R 4	R 5	R6	R7
年間件数	49	34	141	284	—
上半期件数	23	7	58	142	139

→相談件数は 139 件で、昨年度同期の 142 件に比べ3件(2.1%)減少しました。



(相談事例)

- ① 自宅に大手通信会社を名乗って「2時間後に電話が利用できなくなる」と電話があった。自動音声が流れ、9番を押すよう言われたので9番を押した。するとオペレーター対応になり、オペレーターから回線に問題はないか調べると言われ、少し待たされた。そのオペレーターは「回線には問題がありません」と言い、その時に名前と生年月日、電話番号を聞かれ、答えてしまった。オペレーターに後で折り返し電話すると言われたが、よく考えると不審だ。
- ② 自宅の固定電話の留守電に「最終通告です」という自動ガイダンスの音声が録音されていた。その後、国の機関のような名称を名乗る者から電話があり、「あなたの保険証が不正利用されているようだ」と言われた。相手は私の住所も知っている様子で「警察署に被害届を出さないといけない」と言われた。拒否すると「上に相談してまたかける」と言って電話を切られた。

(消費者へのアドバイス)

- 電話で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、無視してください。
- 非通知や知らない番号からの電話には出ない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。
- 留守番電話サービスを利用できる場合は、設定しておくと効果的です。
- 実在の事業者や行政機関、施設などの具体的な名前を名乗った電話であっても詐欺の可能性が十分あります。偶然、実際に契約している事業者名と一致したり、心当たりがあると思っても、すぐに信じてはいけません。また、相手が自分の住所等の個人情報を知っていたとしても、慌てず、事業者の本来の連絡先を調べて、問い合わせしてください。
- 「+」から始まる着信番号は国際電話を利用した架空請求詐欺の可能性が高いです。見覚えのないこのようない表示の電話には出ない、かけ直さないようにしてください。
- 不審な電話に出てしまった場合には、個人情報を教えるよう求められても、絶対に応じてはいけません。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センターなどの相談窓口に相談しましょう。

(3)エステティックサービスに関する相談

(相談件数)

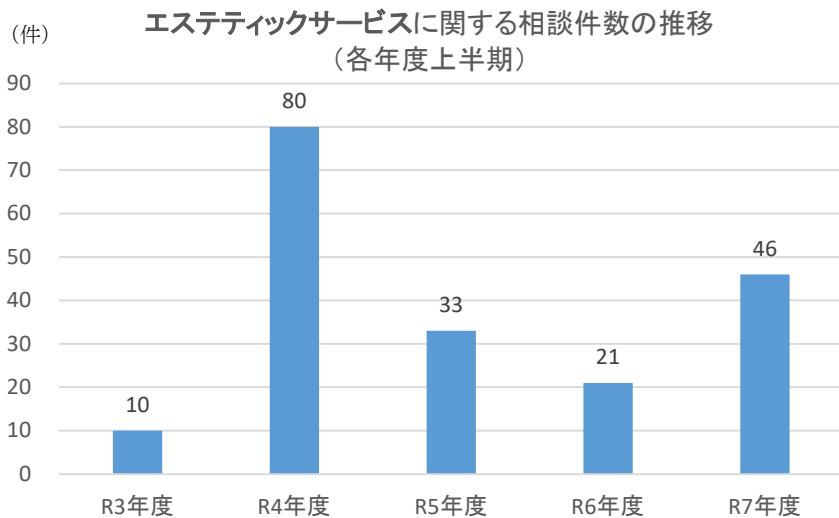
年度別

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
年間件数	19	168	54	35	—
上半期件数	10	80	33	21	46

→相談件数は46件で、昨年度同期の21件に比べ25件(119.0%)増加しました。これは、脱毛エステ事業者の倒産に伴う相談がこの上半期に集中して寄せられたためです。(令和4年度の増加も同様の理由による。)

契約当事者年齢別

年度	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	60歳以上	不明
R6上半期	1	6	7	4	1	0	2
R7上半期	0	29	7	5	1	0	4



(相談事例)

- ① 契約した脱毛サロンが破産していた。現金一括払いでの支払済である。このあとどうしたらよいのか教えてほしい。
- ② 回数に縛りがなく施術が受けられるという脱毛サロンに通っていたが、突然閉店し通えなくなった。ローンを払い続けることに納得がいかない。

(消費者へのアドバイス)

- 事業者が破産手続開始の申し立てを行い、裁判所から破産手続開始の決定を受けると、事業者の財産は破産管財人(弁護士)の管理下に置かれます。一般的に、消費者は「債権者届」を破産管財人に提出し、破産管財人の作成する債権者名簿に登録され、一般債権者の扱いで清算配当を待つことになります。清算は、優先債権(税金や従業員の給料等)への支払いを終えてから行われるため、配当はほとんど期待できない場合があります。そのため、現金等で既に全額支払い済みの場合は、被害の回復が困難なケースがほとんどです。
- 役務提供期間内で施術回数が残っており、クレジットで支払をしている場合、クレジット会社へ支払いの停止を求めれば、応じてもらえる場合がありますので、クレジット会社に問い合わせてみましょう。

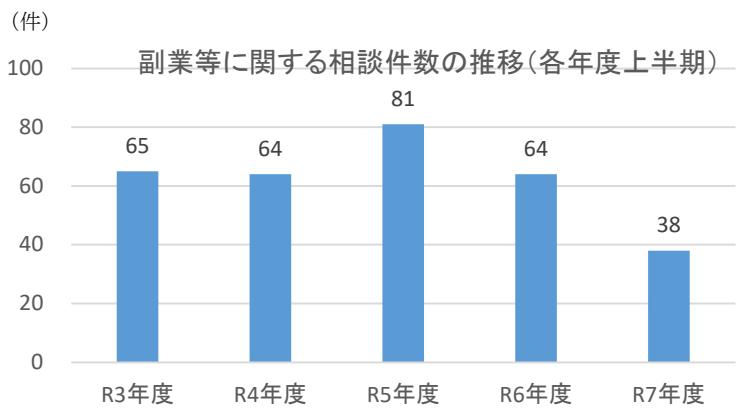
(4)副業等に関する相談

(相談件数)

年度別

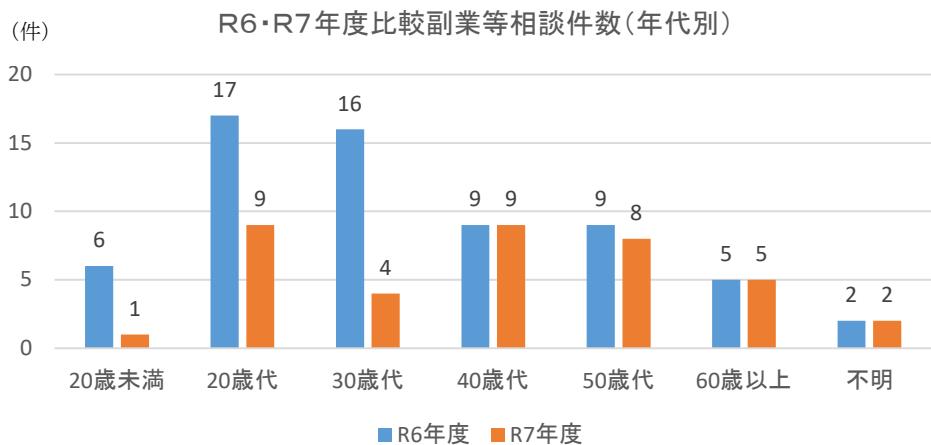
年 度	R3	R4	R5	R6	R7
年間件数	116	125	152	100	—
上半期件数	65	64	81	64	38

→相談件数は38件で、昨年度同期の64件に比べ26件(40.6%)減少しました。



契約当事者年齢別

年度	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	60歳以上	不明
R6上半期	6	17	16	9	9	5	2
R7上半期	1	9	4	9	8	5	2



契約金額

金額	~10万円未満	~50万円未満	~100万円未満	~500万円未満	500万円以上	不明
R7上半期	3	7	6	8	1	13

→契約金額の平均は約 121 千円、最大は 700 万円でした。(契約金額から不明なものは除く。)

(相談事例)

- ①スマホで副業を探していた。興味のある仕事を見つけたので当該事業者のSNSに登録し、その後、電話で仕事内容を聞いて契約した。契約金額は 60 日間で 330 万円だった。支払うお金がないと言うと、消費者金融から借り入れをすればよいと言われた。借金に抵抗はあったが副業収入で返せるとの言葉を信じ、その場でインターネットを通じ、複数の消費者金融から 200 万円を借り入れ、指定された個人名義の口座に同額を振り込んだ。足りない金額については後でも良いと言われた。1か月間、言われたとおり作業したが儲からない。借金を減額したい。

②スクリーンショットを送信するだけでお金が儲かるという画像専用SNSの広告を見て申込むと、DM(ダイレクトメッセージ)が届いたので、契約した。最初、事業者の指示どおりに、メッセージアプリをインストールし、運転免許証、メールアドレス、電話番号、名前を返信した。儲かる仕組みについては具体的な説明は一切なかったが、この副業はグループで行う形式になっており、試しに1回目にスクリーンショットを送信すると100円もらえることになった。ところが、お金を引き出すのに1万円費用がかかると言われ、やむを得ずスマホで決済した。2回目は新たなグループに所属させられたが、グループ内の一人が手続の仕方を間違ったのか連帯責任のため14万円×5人分の罰金を請求された。払いたくないと言うと、「入金がないと会社のお金を横領したことになる。3日以内に職場とあなたの住所に請求書が届くことになる」と言われた。今後の対処法を教えてほしい。

(消費者へのアドバイス)

- SNS等を通じた副業や投資といった“儲け話”は、まず疑ってみましょう。「必ず儲かる」、「簡単に稼げる」など甘い言葉をうのみにしてはいけません。
- 「すぐ返せる」「みんな借りている」などとして高額な借り入れを勧められる場合がありますが、応じてはいけません。
- 金融商品の取引には登録が必要です。必ず金融商品取引業の登録の有無を確認してください。
振込先が個人名義の口座であればお金を振り込んではいけません。
- 契約前に契約条件、契約内容を確認しましょう。利益が出る仕組みを理解できなければ契約してはいけません。
- トラブルに備えてSNS等のやり取りの記録は消さずに残しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センターなどの相談窓口に相談しましょう。

3. 県民への呼びかけ

- (1) 巧妙・悪質な手口による悪質商法の被害が引き続き発生しており、十分注意する必要があります。
- (2) 定期購入のトラブルに関する相談が依然として多くあります。事前に契約条件等をよく確認しましょう。
- (3) 実在する国の機関や事業者等の名前を騙る不審な電話が急増しています。慌てず、詐欺の可能性もあると思って、冷静に対応してください。
- (4) 一人一人が常に自分と自分の財産を守る自己防衛意識を持つことが大切です。
 - ①安易に契約しない。事前に価格比較などをして十分納得してから、契約や購入をしましょ。
 - ②大きな契約などを決定するときは、一人で決めずに身近な人に相談しましょう。
 - ③必要のないものや納得できないものは、きっぱりと断りましょう。
 - ④心当たりのない請求には決して応じてはいけません。
 - ⑤「うまい話、甘い話」を安易に信用しないことです。
- (5) 高齢者・障害者の方のトラブルを防ぐためには、周りの方が日頃から様子を見守り、変化にいち早く気付くことが大切です。

- (6) 令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられています。成年になって結んだ契約は、未成年者取消しができなくなっております、成年になったばかりの18歳、19歳もトラブルに巻き込まれるおそれがありますので、注意が必要です。
- (7) 困った時は、一人で悩まずに消費生活センターなどの相談窓口に相談しましょう。

【県の消費生活相談窓口】

【県消費生活センター・県民センター】

●県消費生活センター

消費生活相談 (087)833-0999

多重債務・ヤミ金融専用相談 (087)834-0008

●東讃県民センター

(0879)42-1200

●小豆県民センター

(0879)62-2269

●中讃県民センター

(0877)62-9600

●西讃県民センター

(0875)25-5135

【全国共通消費者ホットライン】

●局番なし 188番いやや (188 !)

(消費生活センターなどの身近な消費生活相談窓口をご案内します。)

【警察】

●警察総合相談センター #9110 または(087)831-0110

●各警察署の「警察安全相談」 — 各警察署の代表番号へ

消費生活相談の状況(香川県消費生活センター、東讃・小豆・中讃・西讃県民センター)

令和7年9月末現在

(表1)相談件数

単位:件

	3年度	4年度	5年度	6年度	6年9月末現在	7年9月末現在	前年比(%)
消費生活センター	3,481	3,830	3,417	3,134	1,617	1,557	96.3
県民センター(4か所)	1,583	1,652	1,652	1,819	896	992	110.7
計	5,064	5,482	5,109	4,953	2,513	2,549	101.4

(表2)年代別契約当事者数(%)は構成比

単位:人、%

	3年度	4年度	5年度	6年度	6年9月末現在	7年9月末現在	前年比
18歳未満	83 (1.6)	76 (1.4)	76 (1.5)	99 (2.0)	38 (1.5)	16 (0.6)	42.1
18,19歳	43 (0.8)	42 (0.8)	35 (0.7)	33 (0.7)	21 (0.8)	15 (0.6)	71.4
20歳代	411 (8.1)	463 (8.4)	306 (6.0)	277 (5.6)	140 (5.6)	177 (6.9)	126.4
30歳代	395 (7.8)	387 (7.1)	391 (7.7)	334 (6.7)	177 (7.0)	184 (7.2)	104.0
40歳代	681 (13.4)	635 (11.6)	623 (12.2)	544 (11.0)	278 (11.1)	243 (9.5)	87.4
50歳代	764 (15.1)	729 (13.3)	737 (14.4)	759 (15.3)	367 (14.6)	389 (15.3)	106.0
60歳代	658 (13.0)	863 (15.7)	792 (15.5)	775 (15.6)	399 (15.9)	408 (16.0)	102.3
70歳以上	1,108 (21.9)	1,303 (23.8)	1,180 (23.1)	1,385 (28.0)	697 (27.7)	706 (27.7)	101.3
不明	921 (18.2)	984 (17.9)	969 (19.0)	780 (15.7)	396 (15.8)	411 (16.1)	103.8
合計	5,064 (100.0)	5,482 (100.0)	5,109 (100.0)	4,953 (100.0)	2,513 (100.0)	2,549 (100.0)	101.4

(表3)男女別契約当事者数(%)は構成比

単位:人、%

	3年度	4年度	5年度	6年度	6年9月末現在	7年9月末現在	前年比
男性	2,173 (42.9)	2,264 (41.3)	2,249 (44.0)	2,140 (43.2)	1,102 (43.9)	1,068 (41.9)	96.9
女性	2,480 (49.0)	2,760 (50.3)	2,415 (47.3)	2,469 (49.8)	1,238 (49.3)	1,307 (51.3)	105.6
団体	179 (3.5)	233 (4.3)	256 (5.0)	220 (4.4)	111 (4.4)	104 (4.1)	93.7
不明	232 (4.6)	225 (4.1)	189 (3.7)	124 (2.5)	62 (2.5)	70 (2.7)	112.9
合計	5,064 (100.0)	5,482 (100.0)	5,109 (100.0)	4,953 (100.0)	2,513 (100.0)	2,549 (100.0)	101.4

(表4)商品・役務別件数(上位10位)(%)は構成比(対全体)

単位:件、%

順位	5年度		6年度		6年9月末現在		7年9月末現在	
	商品・役務	件数	商品・役務	件数	商品・役務	件数	商品・役務	件数
1	商品一般	546 (10.7)	商品一般	576 (11.6)	商品一般	310 (12.3)	商品一般	218 (8.6)
2	化粧品	379 (7.4)	化粧品	385 (7.8)	化粧品	178 (7.1)	化粧品	202 (7.9)
3	役務その他	255 (5.0)	健康食品	263 (5.3)	健康食品	163 (6.5)	役務その他	131 (5.1)
4	健康食品	221 (4.3)	役務その他	243 (4.9)	役務その他	122 (4.9)	健康食品	111 (4.4)
5	相談その他	202 (4.0)	レンタル・リース・貸借	157 (3.2)	工事・建築・加工	90 (3.6)	レンタル・リース・貸借	100 (3.9)
6	レンタル・リース・貸借	182 (3.6)	工事・建築・加工	156 (3.1)	インターネット通信サービス	81 (3.2)	電報・固定電話	99 (3.9)
7	他の教養・娯楽	144 (2.8)	インターネット通信サービス	152 (3.1)	他の教養・娯楽	72 (2.9)	工事・建築・加工	95 (3.7)
8	自動車	139 (2.7)	相談その他	147 (3.0)	相談その他	71 (2.8)	インターネット通信サービス	67 (2.6)
9	工事・建築・加工	139 (2.7)	他の教養・娯楽	143 (2.9)	レンタル・リース・貸借	68 (2.7)	自動車	67 (2.6)
10	移動通信サービス	121 (2.4)	移動通信サービス	139 (2.8)	電報・固定電話	67 (2.7)	移動通信サービス	61 (2.4)

※主な用語の説明

放送・コンテンツ等	電波・衛星放送を利用した放送サービスや電話回線・インターネットを使った情報提供サービスに関する相談。携帯電話やインターネットのサイト利用に係る不当請求や架空請求などを含む。
相談その他	交通事故、債権回収、労働問題など消費者問題以外の相談で他に分類されない相談。
商品一般	具体的な商品等の種類が特定できない相談、複数の商品等に係るものや、ハガキ等による請求の根拠(商品等)を明示しない架空請求など。
他の教養・娯楽	入場料を支払って利用するスポーツ施設、遊興施設、ペットサービス、出会い系サイト、宝くじなど他に分類されない教養・娯楽サービス。
レンタル・リース・貸借	各種商品(自動車、衣装など)や不動産の賃貸借などに関する相談。
役務その他	興信所、HP作成代行、結婚相手紹介、耐震診断サービスなど他に分類されない役務。
工事・建築・加工	家屋や門扉等の工事、商品(衣服・指輪等)の加工に関する相談(修理に類するものを除く)。
インターネット通信サービス	光ファイバー、ADSL等のインターネット接続回線サービス、レンタルサーバ契約、ドメイン取得契約等。

(表5)商品・役務別、契約当事者年代別件数(上位5位)

単位:件

順位	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳以上	
	商品・ 役務	件数	商品・ 役務	件数	商品・ 役務	件数	商品・ 役務	件数	商品・ 役務	件数	商品・ 役務	件数	商品・ 役務	件数
1	他の教養・娯楽	6	理美容	33	レンタル・リース・貸借	13	商品一般	19	化粧品	40	化粧品	61	商品一般	73
2	健康食品	5	レンタル・リース・貸借	13	化粧品	10	役務その他	16	商品一般	23	商品一般	43	電報・固定電話	70
3	移動通信サービス	3	商品一般	11	商品一般	10	化粧品	13	レンタル・リース・貸借	18	健康食品	23	化粧品	61
4	紳士・婦人洋服	2	自動車	10	他の教養・娯楽	9	工事・建築・加工	10	役務その他	17	役務その他	20	健康食品	52
5	他の教養・娯楽品	2	内職・副業	8	健康食品	7	他の教養・娯楽	10	インターネット通信サービス	15	空調・冷暖房機器	15	工事・建築・加工	35

(表6)販売購入形態別件数 ()は構成比

単位:件、%

	3年度		4年度		5年度		6年度		6年9月末現在		7年9月末現在		前年比			
	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチまがい	電話勧誘販売	ネガティブ・オプション	訪問購入	その他無店舗	不明	合 計	店舗購入	訪問販売	通信販売			
店舗購入	782 (15.4)	988 (18.0)	920 (18.0)	714 (14.4)	359 (14.3)	394 (15.5)	394 (15.5)	394 (15.5)	394 (15.5)	5,064 (100.0)	5,482 (100.0)	5,109 (100.0)	4,953 (100.0)	2,513 (100.0)	2,549 (100.0)	109.7
訪問販売	322 (6.4)	316 (5.8)	288 (5.6)	363 (7.3)	189 (7.5)	134 (5.3)	134 (5.3)	134 (5.3)	134 (5.3)	322 (6.4)	316 (5.8)	288 (5.6)	363 (7.3)	189 (7.5)	134 (5.3)	70.9
通信販売	1,857 (36.7)	2,101 (38.3)	1,947 (38.1)	1,753 (35.4)	908 (36.1)	956 (37.5)	956 (37.5)	956 (37.5)	956 (37.5)	1,857 (36.7)	2,101 (38.3)	1,947 (38.1)	1,753 (35.4)	908 (36.1)	956 (37.5)	105.3
マルチ・マルチまがい	68 (1.3)	53 (1.0)	27 (0.5)	18 (0.4)	10 (0.4)	3 (0.1)	3 (0.1)	3 (0.1)	3 (0.1)	68 (1.3)	53 (1.0)	27 (0.5)	18 (0.4)	10 (0.4)	3 (0.1)	30.0
電話勧誘販売	338 (6.7)	342 (6.2)	356 (7.0)	330 (6.7)	179 (7.1)	169 (6.6)	169 (6.6)	169 (6.6)	169 (6.6)	338 (6.7)	342 (6.2)	356 (7.0)	330 (6.7)	179 (7.1)	169 (6.6)	94.4
ネガティブ・オプション	30 (0.6)	45 (0.8)	95 (1.9)	51 (1.0)	29 (1.2)	32 (1.3)	32 (1.3)	32 (1.3)	32 (1.3)	30 (0.6)	45 (0.8)	95 (1.9)	51 (1.0)	29 (1.2)	32 (1.3)	110.3
訪問購入	56 (1.1)	61 (1.1)	57 (1.1)	34 (0.7)	18 (0.7)	15 (0.6)	15 (0.6)	15 (0.6)	15 (0.6)	56 (1.1)	61 (1.1)	57 (1.1)	34 (0.7)	18 (0.7)	15 (0.6)	83.3
その他無店舗	34 (0.7)	39 (0.7)	32 (0.6)	35 (0.7)	18 (0.7)	17 (0.7)	17 (0.7)	17 (0.7)	17 (0.7)	34 (0.7)	39 (0.7)	32 (0.6)	35 (0.7)	18 (0.7)	17 (0.7)	94.4
不明	1,577 (31.1)	1,537 (28.0)	1,387 (27.1)	1,655 (33.4)	803 (32.0)	829 (32.5)	829 (32.5)	829 (32.5)	829 (32.5)	1,577 (31.1)	1,537 (28.0)	1,387 (27.1)	1,655 (33.4)	803 (32.0)	829 (32.5)	103.2
合 計	5,064 (100.0)	5,482 (100.0)	5,109 (100.0)	4,953 (100.0)	2,513 (100.0)	2,549 (100.0)	2,549 (100.0)	2,549 (100.0)	2,549 (100.0)	5,064 (100.0)	5,482 (100.0)	5,109 (100.0)	4,953 (100.0)	2,513 (100.0)	2,549 (100.0)	101.4

※用語の説明

店舗購入	専門店やスーパーなど店舗での販売購入。
訪問販売	家庭等への訪問による販売や催眠(SF)商法、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど。
通信販売	郵便や電話、インターネットなどによる販売購入(他の分類にあるものを除く)。架空請求を含む。
マルチ・マルチまがい	組織に加入し、友人などを勧誘して、ピラミッド型に会員を増やしながら商品を販売等する方法。
電話勧誘販売	電話での勧誘による販売方法。
ネガティブ・オプション	注文していないのに一方的に商品を送り付ける販売方法。
訪問購入	消費者の自宅など、営業所等以外の場所において、購入業者が売買契約の申込みを受け、または売買契約を締結して物品等を購入する方法。
その他無店舗	移動する店舗(露店、屋台、トラックでの物品販売等)、及びホテル・集会場などで2日以上の展示販売。

(表7)販売購入形態別、契約者年代別件数

単位:件

	18歳未満	18歳19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
店舗購入	1	3	55	43	41	57	56	81	57	394
訪問販売	0	0	5	8	12	12	16	60	21	134
通信販売	14	6	58	71	117	172	209	222	87	956
マルチ・マルチまがい	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
電話勧誘販売	0	4	10	8	17	20	26	51	33	169
ネガティブ・オプション	0	0	0	3	2	6	3	12	6	32
訪問購入	0	0	0	0	1	2	2	5	5	15
その他無店舗	0	0	1	1	1	5	3	3	3	17
不明・無関係	1	2	48	50	52	115	91	272	198	829
計	16	15	177	184	243	389	408	706	411	2,549

(表8)販売購入形態別、商品・役務別件数(上位5位)

単位:件

順位	店舗購入	訪問販売		通信販売		マルチ・マルチまがい
1	理美容	47	工事・建築・加工	38	化粧品	189 洋装下着 1
2	レンタル・リース・貸借	41	役務その他	17	健康食品	90 生命保険 1
3	自動車	33	修理・補修	10	他の教養・娯楽	42 電話機・電話機用品 1
4	修理・補修	28	空調・冷暖房・給湯設備	9	空調・冷暖房機器	41
5	医療	22	書籍・印刷物	7	紳士・婦人洋服	38

順位	電話勧誘販売	ネガティブ・オプション		訪問購入		その他無店舗		不明・無関係	
1	インターネット通信サービス	31	商品一般	10	商品一般	3	食生活機器	3	商品一般 148
2	役務その他	26	洋装下着	2	他の教養娯楽品	2	役務その他	2	電報・固定電話 88
3	健康食品	12	空調・冷暖房機器	2	土地	2	医療用具	2	相談その他 55
4	魚介類	12	健康食品	2	他の商品	2	食器・台所用品	2	レンタル・リース・貸借 53
5	教室・講座	12	他の身の回り品	2	アクセサリー	2	商品一般	1	役務その他 38

(表9)相談に係る商品・役務の契約金額(金額が明らかなものの件数、合計額)

単位:円

	3年度	4年度	5年度	6年度	6年9月末現在	7年9月末現在	前年比(%)
件数	2,338件	2,647件	2,498件	2,433件	1,251件	1,206件	96.4
合計額	1,606,795,140	1,713,656,326	2,474,670,822	1,587,129,604	905,977,113	602,283,023	66.5
1件あたりの契約金額	687,252	647,396	990,661	652,334	724,202	499,405	69.0

(表10)「振り込め詐欺」の相談件数()は前年度比

単位:件、円

	オレオレ詐欺	融資保証金詐欺	架空請求	還付金等詐欺	計
3年度	相談件数	2	0	102	10 114
	うち被害件数	0	0	2	0 2
	被害金額	0	0	329,020	0 329,020
	被害金額(1件あたり)	-	-	164,510	- 164,510
4年度	相談件数	6	0	83	8 97
	うち被害件数	1	0	3	0 4
	被害金額	15,200	0	3,888,400	0 3,903,600
	被害金額(1件あたり)	15,200	-	1,296,133	- 975,900
5年度	相談件数	2	0	132	1 135
	うち被害件数	0	0	2	0 2
	被害金額	0	0	120,100	0 120,100
	被害金額(1件あたり)	-	-	60,050	- 60,050
6年度	相談件数	2	0	97	1 100
	うち被害件数	0	0	0	0 0
	被害金額	0	0	0	0 0
	被害金額(1件あたり)	-	-	-	- -
6年度 (9月末現在)	相談件数	0	0	56	1 57
	うち被害件数	0	0	0	0 0
	被害金額	0	0	0	0 0
	被害金額(1件あたり)	-	-	-	- -
7年度 (9月末現在)	相談件数	4	0	25	1 30
	前年対比(%)	-	-	44.6	100.0 52.6
	うち被害件数	1	0	0	0 1
	被害金額	5,000	0	0	0 5,000
	被害金額(1件あたり)	5,000	-	-	- 5,000

※オレオレ詐欺:電話により、家族や警察官等を装い、トラブル解決等の名目で金をだましとる手口。

※融資保証金詐欺:DMなどにより、金融機関などを装いつてその融資話をもちかけ、申込者から保証金等の名目で金をだましとる手口。

※架空請求:ハガキやメールなどにより、不特定多数を対象に、何の根拠もない請求をして金をだましとる手口。

※還付金等詐欺:電話により、税務署など公的機関の職員を装い、税金等の還付を名目にATMを操作させて金をだましとる手口。

(表11)「多重債務」の相談件数

単位:件

	3年度	4年度	5年度	6年度	6年9月末現在	7年9月末現在	前年比(%)
件 数	49	53	62	88	42	32	76.2

※多重債務:複数の消費者金融機関等からの借入金があり、その返済のために次々と借入をしなければならない状況のこと。

(表12)「ヤミ金融」の相談件数

単位:件

	3年度	4年度	5年度	6年度	6年9月末現在	7年9月末現在	前年比(%)
件 数	16	18	12	14	6	4	66.7

(表13)「うまいもけ話(ファンド型投資商品、劇場型勧誘)」の相談件数・金額(金額は明らかなもののみ)

単位:件、円

	3年度	4年度	5年度	6年度	6年9月末現在	7年9月末現在	前年比(%)
件 数	33	43	48	37	23	22	95.7
金 額	20件 112,682,000	25件 202,569,000	33件 185,388,534	25件 158,128,500	19件 105,392,500	15件 110,790,694	78.9 105.1
同(1件あたり)	5,634,100	8,102,760	5,617,834	6,325,140	5,546,974	7,386,046	133.2

(表14)処理結果

単位:件、%

区 分	7年度(～9月)(A)	6年度(～9月)(B)	対比(A/B)
他機関紹介	184	182	101.1
助言(自主交渉)	846	940	90.0
その他情報提供	696	793	87.8
斡旋解決	432	421	102.6
斡旋不調	28	27	103.7
処理不能	84	47	178.7
処理不要	203	65	312.3
未完	76	38	200.0
計	2,549	2,513	101.4